

## 自ら評価で用いた手法を BSE 発生国に適用する場合の留意点（案）

自ら評価（非発生国を対象）で用いた手法を適用するに当たっては、今回の諮問の経緯、内容及び対象が発生国であること等を踏まえると、少なくとも以下の事項について留意する必要がある。

- 侵入・国内リスクの評価について、対象が非発生国の場合は、現行の「無視できる」から「高い」までの 5 段階であった。対象が発生国の場合は、「高い」の状況を適切に反映するため、欧州食品安全機関（EFSA）による地理的 BSE リスク（GBR）と同様、「非常に高い」及び「極めて高い」を加えた 7 段階に変更する等の必要があるのではないか。
- 対象が発生国の場合、飼料規制やその遵守率に関する評価、また、サーベイランスの強度及び発生状況（サーベイランス結果）による評価結果の検証については、非発生国の場合と比較してより詳細に検討する必要があるのではないか。
- 自ら評価で用いた手法では、過去及び現行の規制内容を用いた現状の評価を行ったが、今回の評価の場合、今後の管理措置の変更等に伴うリスクの予測を含む評価で良いか検討する必要があるのではないか。
- 自ら評価で用いた手法では、過去の侵入リスク及び規制の導入等を踏まえ、経時的に生体牛のリスク評価がなされる。この経時的な生体牛のリスク評価を、今回の評価でどのような位置付けとするか検討する必要があるのではないか。
- さらに、感染実験の結果を重視しつつ、SRM の範囲についても検討する必要があるのではないか。